

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月30日

七ヶ浜町水道事業

町長 寺 澤 薫

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 令和元年度 東宮浜吉子地区老朽管更新工事
- (2) 事業場所 七ヶ浜町東宮浜字吉子 地内他
- (3) 期 間 契約締結日から令和2年3月27日まで
- (4) 事業概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 支払条件 ① 前払金 あり（契約金額の50パーセント以内）
② 中間前払金 なし
- (6) 予定価格 事後公表

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 平成31・32年度における七ヶ浜町の競争入札参加資格において、水道施設工事の承認を受けた者。
- (2) 宮城県内に本店又は支店・営業所（受任機関）を有すること。
- (3) 総合評定値通知書の水道施設工事に係る総合評定値（P）が850点以上であること。
- (4) 七ヶ浜町より指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、会社更生法による更生手続きの申立がなされている者については、同法に定める手続き開始の決定後、建築業法第27条の23による経営事項審査による総合評定値を取得していること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、民事更生法による更生手続きの申立がなされている者については、同法に定める手続き開始の決定後、建築業法第27条の23による経営事項審査による総合評定値を取得していること。
- (8) 七ヶ浜町入札等契約暴力団等排除措置要綱（平成20年七ヶ浜町告示第63号）別表の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (9) 過去10年に、国、地方公共団体又はその他の公共機関が発注した同種業務を請負った実績があること。
- (10) 配置を予定している技術者については、実務5年以上であること及び、

当該入札参加者と直接雇用関係にあること。

3 入札手続等

(1) 担当課

区 分	担 当 課	電 話 番 号	住 所
入札・受付担当課 (申請書類提出先)	七ヶ浜町 水道事業所	022-357-7456	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
事業担当課	七ヶ浜町 水道事業所	022-357-7456	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

(2) 入札参加申請書類の取得方法

申請書類の取得方法及び期間については、5の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧方法

設計図書は閲覧に供する。

閲覧方法及び期間については、5の表に示すとおりとする。

(4) 設計図書等に対する質問について

ア 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入のうえ、5の表に示す期間内に七ヶ浜町水道事業所宛てFAXにて提出すること。

イ 質問書に対する回答書は、5の表に示す期日に入札参加者全員に対しFAXにて送信する。

(5) 入札書の送付期限及び開札の日時及び場所

ア 入札書は5の表に示す期日までに必ず送付すること。

イ 開札については、全参加者立会いのもと、5の表に示す期日及び場所にて行う。

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 類似業務の請負実績調書（様式第2号） 1部

ウ 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号） 1部

エ 申請者の所在地及び名称を記載した、82円切手貼付の返信用封筒
1枚（長3型）

(2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送にて期限まで必着とする。（配達記録の残るものに限る。）

イ 提出期限及び場所

5の表のとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日及び方法により通知する。

(4) 入札参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合

わせることができる。

- (5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を水道事業所へ提出するものとする。

5 入札日程等（下記期間は土日・祝日を除く午前9時～午後4時までとする）

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 ・ 方 法
入札参加申請書類の取得	期間 令和 元年 7 月 30 日（火）から 令和 元年 8 月 7 日（水）まで	七ヶ浜町ホームページより取得
設計図書等の配布	期間 令和 元年 7 月 30 日（火）から 令和 元年 8 月 27 日（火）まで	七ヶ浜町ホームページにて配布
入札参加申請書類提出期限	期限 令和 元年 8 月 7 日（水） 午後 3 時到着分まで受付	郵送にて期限まで必着（配達記録の残るものに限る。）
質問の受付 (FAXによる受付)	期間 令和 元年 7 月 30 日（火）から 令和 元年 8 月 22 日（木）まで	質問受付期限日の午前 11 時まで提出すること (FAX) 022 - 357 - 5890
入札参加資格通知	期日 令和 元年 8 月 8 日（木）発送	参加者全員に FAX にて通知し、原本は同日付郵送する。
回答書の送付	期日 令和 元年 8 月 23 日（金）	入札参加者全員に FAX にて回答
入札書送付期限	期限 令和 元年 8 月 30 日（金）	郵送にて期限まで必着（配達記録の残るものに限る。）
開札日	日時 令和 元年 9 月 3 日（火） 午前 9 時 30 分から	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1 七ヶ浜町水道庁舎 2 階 第 1 会議室（全参加者立会い）

6 入札の方法等

- (1) 入札は郵送併用式競争入札にて行う。
- (2) 直接持参、配達証明付郵便以外での郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は郵送分を含め 2 回を限度とする。
- (5) 1 落しない場合は引き続きその場で通常入札方式により 2 回目の入札を執

行する。開札日には2回目の入札で使用する入札書、封筒、及び代理人が参加する場合には「委任状」を忘れず持参すること。

*入札に関しては、「郵送併用式競争入札要領」及び「通常競争入札要領」を熟読すること。

7 開札について

開札は全参加者立会いのもとで行う。

開札日は5の表に示すとおり。

8 入札保証金

免除する。

9 積算内訳書の提出について

(1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

(2) 開札後、会場において全参加者より提出を求めるので、開札日当日必ず持参すること。

(3) 積算内訳書の様式は問わないが、内容については数量、単価、金額等を記載すること。

(4) 積算内訳書は返戻しない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加するものとして必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 「七ヶ浜町水道事業条件付一般競争入札要綱」、「郵送併用式競争入札要項」及び「通常競争入札要項」において示した条件に違反した者のした入札

(3) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時点において2にあげる要件を満たさなくなった者のした入札

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格以下で最低の価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

12 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

13 契約の締結

落札決定後、この入札に付する事業に係る契約の締結までの間において、当該落札者が2の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

14 その他

(1) 入札参加者は、七ヶ浜町水道事業条件付一般競争入札要綱及び郵送併用式競争入札要領、その他関係法令を熟読し、遵守すること。

(2) 業務内容に関する電話での質問は、一切受け付けない。また、質問につい

ては、指定の様式（本町ホームページよりダウンロードしたもの）を使用すること。

- (3) 落札決定した事業者は消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届け出ること。